

笠原地区振興計画 (H27～36 年度)



平成27年 3 月

夢かさはら自治運営協議会

目次

1. はじめに	1
(1) 振興計画の必要性(目的)について	
(2) 計画の期間と評価について	
2. 地区の概要	2
(1) 笠原地区について	
(2) 笠原地区の沿革	
(3) 人口の推移	
3. 10年後の笠原に向けて(地域づくりの目標と取り組み)	5
(1) 基本理念と基本目標	
(2) 施策	
基本目標 1 自然と共生して暮らす	6
1) 農林業の活性化について	
2) 耕作放棄地への取り組み	
3) 笠原の暮らしを楽しむ	
基本目標 2 安全安心に暮らす	9
1) 道路整備と管理	
2) 河川整備と管理	
3) 公共交通	
4) 防犯、防災	
基本目標 3 若い世代が楽しく暮らす	12
1) 教育	
2) 若者世代の定住	
基本目標 4 高齢者が生きがいをもって暮らす	14
1) 福祉と介護	
2) 寄り合いの場づくり	

基本目標 5 公共施設や地域資源を活用する	16
1) 笠原小学校跡地の活用	
2) 旭座人形芝居会館の活用	
3) お茶の里公園の活用	
4) 笠原東交流センター「えがおの森」の活用	
5) その他いろいろな地域資源の活用	
基本目標 6 地域づくりに自ら取り組む	20
1) 住民間の交流事業	
2) 地域外との交流・連携	
3) 各行政区、各地域の重要な取り組み	
4) 自治運営協議会のあり方	
4. 実現に向けての実施計画書	24
5. 付属資料	30
(1) アンケート結果	
(2) 笠原地区の地図	
(3) 各行政区毎のお宮行事、伝統行事	
(4) 夢かさはら自治運営協議会 規約、組織図等	
(5) 笠原地区振興計画策定委員会名簿及び策定経過	

1. はじめに

(1) 振興計画の必要性(目的)について

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、また過疎化がますます進む中で、地域住民を取り巻く生活環境は一層複雑で多様化しており、様々な問題が山積しています。このような問題を行政だけで対応するには限界があり、今後は住民と行政がよりよいパートナーの関係を築き、相互が役割と責任を担い、協働で問題解決にあたり地域づくりに取り組んでいくことが強く求められています。

夢かさはら自治運営協議会では、笠原地区の現状や問題・課題を明らかにするため、平成25年度に18歳以上の住民を対象にアンケート調査を行いました。この調査結果や貴重なご意見を参考にさせていただき、将来の地域づくりの目標と取り組みを地区振興計画策定委員会で協議し、自治運営委員会等の座談会を踏まえ、10年後の目標達成の行動指針として地区振興計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、大きなテーマであります「自然環境を活かした安心して暮らせる地域づくり」を目指し、「自分たちでできることは、自分たちで」を合言葉に地域住民主体の地域づくりを展開していきます。

(2) 計画の期間と評価について

この地区振興計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。計画の策定後は、自治運営協議会(役員会)で年度毎に評価を行うほか、具体的な実施行動にあたっては、その都度協議していきます。

2. 地区の概要

(1) 笠原地区について

山紫水明の笠原は、昭和 29 年 4 月に黒木町と合併、その後、黒木町は平成 22 年 2 月 1 日に八女市に合併しました。椿原区、笠原中央区、釈形区、南笠原区、下鹿子尾区、上鹿子尾区の六つの行政区から成り立っており、平成 24 年 3 月末日の人口は、1,152 人、世帯数 377 世帯でしたが、平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害以降、人口流出が急激に続いており、平成 26 年 7 月末の人口は 989 人(約 15%減)、世帯数 340 世帯(約 10%減)となっています。

旧黒木町時代には、町の北東部に位置していましたが、今は、八女市のほぼ中央部に位置しています。総面積は 28.9 km²で、その大半が山林です。地区の中央を笠原川が貫流し、その両側で昔から農林業が営まれてきました。

主な基幹作物はお茶と米。お茶は、八女茶発祥の地として知られ、高級茶が生産されています。最近では、都会の人向けのお茶の木オーナーが人気です。また、果樹栽培や施設栽培(イチゴ、ナス、^{かき}花卉等)、高冷地栽培(キュウリ、インゲン等)も盛んに行われています。

笠原は観光名所も多く、奇岩と八女茶発祥の地で知られる霊巖寺やお茶の里記念館、県道沿いや棚田の石垣等、見所がいっぱいです。春は桜、夏は蛍、秋は紅葉に笠原まつり「だっでん祭」、冬の星空が目を楽しませてくれます。南笠原区の鱈八集落では明治から人形浄瑠璃「旭座人形芝居」を守り受け継いでおり、笠原小学校(平成 26 年度に黒木小学校に合併)の子供たちもその継承に携わってきました。笠原地区や人形浄瑠璃の様子は平成 22 年 2 月に全国放映された NHK 福岡発ドラマスペシャル「^{かか}母さんへ」のメイン舞台にもなりました。

人情豊かな笠原、自然豊かで風光明媚な笠原です。

(2) 笠原地区の沿革

明治 9 年 鹿子尾村・釈形村・椿原村の 3 村が合併し笠原村となる。(明治の大合併)

明治 12 年 笠原小学校が創立

明治 15 年 小川内分校・鹿子尾分校が開設

明治 32 年 八女郡において町村是、郡是が作成される

大正 10 年 矢部川大洪水

大正 11 年 初めて電燈がともし、県道、霊巖寺―黒木線が開通

昭和 4 年 堀川バスが山中までの 5.9km間の運行を開始

昭和 12 年 笠原郵便局が開設

昭和 20 年 国鉄矢部線が開通

昭和23年 笠原に農業協同組合が発足、同年、笠原中学校が黒木中学校より分離創設
昭和28年 大水害(昭和28年西日本水害)
昭和29年 笠原村他が黒木町に合併し、新黒木町が誕生(昭和の大合併)
昭和34年 公衆電話が開通
昭和38年 献茶祭が始めて開催
昭和45年 笠原地区パイロット茶園が完成
昭和47年 笠原中学校が黒木中学校に統合
昭和59年 八女茶山唄日本一大会が始めて開催
昭和60年 矢部線廃止
平成22年 黒木町が八女市に合併(平成の大合併)
平成24年 九州北部豪雨災害
平成26年 笠原小学校が黒木小学校に統合

＜八女郡是、笠原村是＞

明治時代中期に農村振興計画ともいうべき郡是、町村是運動が地方からおこり、八女郡、笠原村でも作成されました。郡是、町村是は、現在でいうところのマスタープラン、振興計画ですが、中身を読んでもみると、今でも興味深い内容が多々あり、先人たちの地域への思いや願いが込められています。

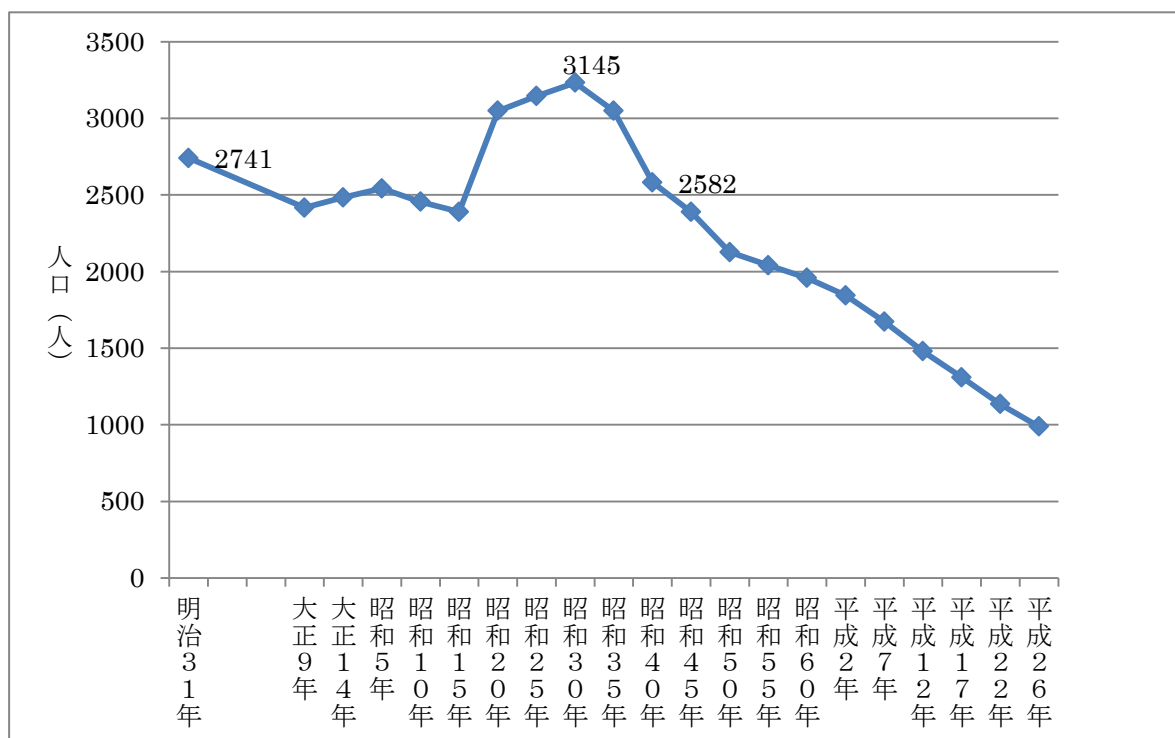
明治 32 年笠原村是より「**本村の道路は川に沿ひて村内を東西に貫き県道に連る道は只黒木に通する一線僅に郡道に属すと雖とも然れとも岩石多くして高低少らず運輸交通最も不便なり**」と、谷沿いに続く笠原地区の不便さとともに道路整備を望んできたことが伺えます。

また、「本村は幸いに近年山林の増殖に心を傾ける者があるが、其全体を通観すると森然たる(鬱蒼した)樹林の眼を遮るものが少なく、数百町歩の山林が只其名があるのみである。実際原野に等く、僅かに所々雑木が族生しているのを見かける。故に一朝豪雨があれば笠原川の濁水が奔して橋梁岸脚を破潰することが少なくない。これに反して世間の早魃の声を聞くことは少ない。水は倏(たちまち)涸渇して、僅かに百町歩の水田中で乾涸亀裂を生じる個所は少なくない。」「山林の主副の産物又は大いに減耗(節約)しても材木板類のように其額が 3000 円内外であり村内で消費した柴薪類を合計しても尚1万円に達しない。増殖保護を謀ると否とでは一村経済実に重大である。」「将来、森林の世に鴻益があることは人の能く知る所である。蓋(けだ、もしかすると)し森林は平時においては天然の一大貯水器となって河川水源を涵養して、土砂の崩壊を防止し、晴雨乾湿のを節制し、或いは洪水の氾濫を防ぎ早魃の大害を避ける。若しくは農用灌漑水の淵原となる等効を挙げて数えれば違がない。」と、かつての笠原地区は原野や竹林が多かったこと、そして豪雨土砂災害への備えと農用灌がい、経済発展のためにも森林整備が重要であることを述べています。

(3) 人口の推移

笠原地区の人口は終戦後に急激に増加した後、昭和30年をピークに下降しており、特に昭和40年代の集団就職による人口流出が大きかったと考えられる。また、平成24年九州北部豪雨災害後の平成26年度は 989 人で、その内訳は椿原地区 215 人、笠原中央 261 人、釈形 103 人、南笠原 158 人、下鹿子尾 169 人、上鹿子尾 83 人となっている。

笠原地区の人口推移(人)



※笠原村是、黒木町年表、国勢調査から作成

※明治31年456戸2741名、平成26年340世帯989名

3. 10年後の笠原に向けて ～地域づくりの目標と取り組み～

(1) 基本理念と基本目標

「自然環境を活かした安心して暮らせる地域づくり」



今ここに暮らす人たちと将来の人たちを思い、まずは今後の10年間でどうあるべきかを考えました。棚田や茶畑、山林が美しい笠原地区に、えがおのある暮らしが続くには、若者から高齢者までの働く世代が、地域の自然環境を活かした農的な暮らしや地域活動にやりがいをもって取り組む必要があります。

折しも笠原地区は平成24年7月14日の九州北部豪雨により甚大な被害を受け、尊い命も奪われました。この振興計画を基に復

興に向けた取り組みを力強く進め、緑豊かな棚田や茶畑等の文化的景観が未来に続き、安心して暮らせる笠原を目指すため、六つの基本目標を掲げました。尚、基本目標3、4については笠原地区福祉計画となるものです。

基本目標 1 自然と共生して暮らす

基本目標 2 安全安心に暮らす

基本目標 3 若い世代が楽しく暮らす

基本目標 4 高齢者が生きがいをもって暮らす

基本目標 5 公共施設や地域資源を活用する

基本目標 6 地域づくりに自ら取り組む

(2) 施策

基本目標 1 自然と共生して暮らす

施策1-1 農林業の活性化について

● 現状



笠原地区は八女茶発祥の地として古くからの茶栽培や棚田での米づくりが盛んな地域で、近年は茶栽培に加えて果樹栽培や施設栽培(イチゴ、ナス、花卉等)、高冷地栽培(キュウリ、インゲン等)が盛んです。多くは農協や市場への出荷ですが、一部では直売所への出荷や通販、産直などの小売りに取り組む農家も見られます。しかし、農産物価格の下落等により慢性的に後継者不足に悩まされており、加えて平成24年7月九州北部豪雨により多くの田畑に被害を受け、未だ復旧されていない農地も多く見受けられます。



林業については個人や共同での山林所有者が多くいますが、ほとんどが小規模であるために持続的な管理や経営が難しい状況です。高齢化や不在地主等の影響で林道の管理ができないところも出てきました。一方で、森林組合などと連携し、団地化を進めて持続的な森林管理を目指す取り組みが始まっています。

● 今後の取り組み

- ◆農林産物の品質向上、新規作物導入、6次産業化などに向けた勉強会を開催する。
- ◆集落や同業者での協業・分業(集落営農、法人化、手間がえ)の研究
- ◆新規就農者やそれを希望する人に対し、地域で一丸となって指導・応援を行い、定着に結び付ける。
- ◆道路に面した山林については、安全確保のためにも所有者や管理者に対し、倒木や枯木の処理など適切な管理を依頼する。
- ◆災害時、迂回路として活用できる林道の整備や日常の管理を要望する。

- 備考(策定委員会で出たその他の意見)
 - ・高齢者の仕事(生きがい)づくり
 - ・地域の達人の活躍の場を作る。(山や川、歴史、山の暮らしなどの達人)
 - ・猪肉、山菜、野花や木の実などの活用

施策1-2 耕作放棄地への取り組み

● 現状

農業従事者の高齢化や後継者の不足及びイノシシ被害等で着実に耕作放棄地は増えています。中山間地域直接支払事業により各集落で耕作放棄地対策に取り組んでいますが、今後も労働力不足等により、ますます耕作放棄地が増えて行くことが懸念されています。



農地の維持管理作業(草刈り)

● 今後の取り組み

- ◆耕作放棄地対策に関する視察、勉強会を行う。
- ◆電気柵、ワイヤメッシュの張り方について勉強会を行う。
- ◆電気柵、ワイヤメッシュ導入への補助の増額を要望する。
- ◆笠原本線沿いは、なるべく耕作放棄地にならないよう努力する。

- 備考(策定委員会で出たその他の意見)
 - ・地域外からのアイデアを募る。(たとえば、貸農園等)
 - ・耕作放棄地になる手前の管理を支援する組織を作る(AFC、農業委員等と連携して)。
 - ・耕作者のいない土地の仲介などの仕組みづくり
 - ・ボランティアや有志者を活かした景観保全
 - ・山羊を飼おう!(見て楽しめる景観づくり)
 - ・紅葉する木を植えて紅葉を楽しむ里づくり

施策1-3 笠原の暮らしを楽しむ

● 現状

果樹や野菜、シイタケなどといった農産物を隣近所や知り合いで分け合うといった農山村ならではの豊かな暮らしが良くみられます。生業としての農作業以外にも各家庭で自家菜園を行うところも多く、季節に応じて山菜取りや魚釣りなどを楽しむ姿も見受けられます。以前は子供達が川で遊ぶ光景が良く見られましたが、豪雨災害以降は川遊びができない状況が続いています。また、地域のお宮などで行う伝統行事には笠原の自然環境への感謝の意を捧げるものが多くあり、地域の文化として継承されています。

● 今後の取り組み

- ◆子供達が川遊びを楽しめる環境を設ける。
- ◆老人会などと連携し、子供達に自然の中での昔の遊びを伝える場を設ける。
- ◆地域のお宮や山の神の行事、左義長などの地域で受け継いできた伝統行事を継承していく。
- ◆各家庭での自家菜園を育て、健康増進と笠原の風景を守ることに貢献する。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・川遊び、山遊び(泳いだり、虫取りしたり体感できる楽しいこと)
- ・山菜(キノコ)の勉強会
- ・肥料袋ソリのイベント企画
- ・手作りのスケート場や雪遊び
- ・青年層が集う場を検討する。



基本目標 2 安全安心に暮らす

施策2-1 道路整備と管理

● 現状

県道 797 号後川内黒木線を主要道路とし、平成 24 年の九州北部豪雨災害により被災した箇所現状復旧工事が今も続いています。星野や大淵、矢部に抜ける市道は現在も未だ寸断されたままの状態です。県道は中央線が無く、道幅が狭いため、大型車両との離合がしづらい区間がある状況です。

維持管理は行政区単位、あるいは集落単位によって道路愛護(草切りやゴミ拾い等)等が活発に行われています。



道路愛護活動(草刈り)の様子

● 今後の取り組み

1) 県道及び市道等の改良

- ◆ 県道の改良・改修(幅員の狭い所の拡幅、カーブの解消、舗装路面等)を、今後も行政に要望していく。
- ◆ 集落間の市道は市に対して拡幅を要望していく。(災害時の迂回路として必要である。)

2) 県道及び市道等の管理

- ◆ 道路愛護の実施。
- ◆ 管理費用等の支援を行政に要望していく。
- ◆ 県道沿いは石垣の面出しや陰切りを積極的に行う。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・道路沿いの空き地に樹木(紅葉する木やアジサイ等)を植える。
- ・ヤギに除草作業を手伝ってもらう。
- ・周辺観光地から観光バスが笠原へ巡回できるよう、星野村～霊巖寺～旭座～大淵のトンネル道路を要望する。

施策2-2 河川整備と管理

● 現状

笠原川及びその支流は平成 24 年の九州北部豪雨災害により被災し、護岸や堰、水路が崩れ、橋は数本流出し、復旧工事が今も続いています。また、支流には流木や倒木がそのままの状態になっている箇所もあります。



笠原川の復旧工事

● 今後の取り組み

1) 笠原川及びその支流の整備

◆九州北部豪雨災害で被災した河川護岸及び橋梁の早急な復旧を、今後も行政に要望していく。

2) 笠原川及びその支流の管理

◆河川の草切り及びゴミ拾い等の清掃の実施。

◆管理費用等の支援を行政に要望していく。

◆笠原川の支流(市管理河川)にある倒木、流木の除去等について市と協議していく。

施策2-3 公共交通

● 現状

路線バス(笠原線 黒木～笠原～鹿子尾)が平成 21 年 10 月 1 日に廃線となり、現在は乗り合いタクシーが運行されています。しかし、通学や通院に利用出来る早朝の時間帯には運行されておらず、子育て世代や総合病院への通院者に対し負担が大きくなっています。また、土日祝日の運行がなく使い勝手が悪いといった意見も聞かれます。

● 今後の取り組み

◆通勤、通学、通院用に 7 時台と 17 時台に運行する予約不要の乗り合いタクシーを要望する。

◆土日祝日運行については、観光振興の面からも運行を要望する。

施策2-4 防犯、防災

● 現状

山や谷が深い山間部であるため、土砂崩れや土石流の発生するリスクがあることと、駐在所が無く、防犯灯が少ないといった不安の声も聞かれます。また、消防団員には勤めの人が多いため、昼間の防災活動を補うよう、各集落に自衛消防団を整備して連携を図っています。

● 今後の取り組み

1)防犯

- ◆老朽化した防犯灯の電球をLEDに交換する。
- ◆主要道路の危険箇所に防犯灯を設置していく。
- ◆集落や行政区単位で、家や車の施錠をするよう申し合わせる。

2)防災

- ◆消防団と自衛消防団の連携を強化する。
- ◆消防団員の勧誘を継続する。
- ◆八女市ハザードマップを共有し、危険な箇所を事前に把握する。日頃から集落で話し合う。
- ◆川や砂防ダムの土砂を取り除いて機能するように県、市に要望していく。
- ◆自然災害に対処するため安否確認、避難経路確認方法を整備する。また、そのための勉強会や訓練を実施する。
- ◆災害に関する勉強会や訓練を実施する。



基本目標 3 若い世代が楽しく暮らす

施策3-1 教育

● 現状

笠原地域内には幼稚園、小学校、中学校が無く、遠地にスクールバス又は親の送迎により、通わせている状況です。公共の公園や遊具などもあまり無く、子供の集う場所、遊ぶ場所、勉強する場所は各自の家になっているのが現状です。

● 今後の取り組み

- ◆地域の共有の遊び場や自習室、図書室などの設置を検討する。
- ◆教育機関や育成会と連携し、地域の自然や文化、歴史を地域全体で子供達に伝える。
- ◆通勤、通学、通院用に7時台と17時台に運行する予約不要の乗り合いタクシーを要望する。(※2-3公共交通と共通)
- ◆学校やPTA等と連携し、子供達のインターネットや携帯電話の使用環境について注意をしていく。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・笠原の子供達が農林業体験を行う場をつくる。
- ・学習塾をつくる。
- ・広い平地(公園など)を確保・整備し、サッカーや自転車の練習など地域の子供や親たちが気軽に集い遊べる場所をつくる。
- ・パソコン講座やインターネット講座、相談会などを開催する。



左義長の様子



育成会の活動(老人会と子供たち)

施策3-2 若者世代の定住

● 現状

買い物や通学、通勤にも不便なため進学や就職、結婚を機に転出する若者が多くみられます。また、若者世代の定住が少ない原因として、主力である農林業を担う若者が年々と少なくなっていることも要因の一つとして考えられます。一方、少数ではありますが、自然豊かな笠原に魅力を感じて移住する人たちも見受けられる様になってきました。

● 今後の取り組み

- ◆移住を希望する方に笠原の自然や暮らしの魅力を発信し、転入者を募る。
- ◆八女市空き家バンク等、空き家活用について研究を進める。
- ◆福祉事業等による雇用創出を検討する。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・茶、米、ハウス等を組織化(集落営農)し、若者を雇用する。
- ・2世帯同居をする人に改修費を補助する。
- ・若者が住みやすい集合住宅を建設する。
- ・子育て世代や若い人達の交流の場づくりを行う。
- ・託児所設置を検討する。
- ・電気自動車などエコカーを推進する。
- ・移住者を歓迎する農産物の提供を検討する。(例:米5年分)



基本目標 4

高齢者が生きがいをもって暮らす

施策4-1 福祉と介護

● 現状

高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、家族や地域だけでの支え合いには限界を感じてきています。また、介護予防のサービスや介護保険のサービスなど、地域住民への情報が少ない為、様々なサービスの活用方法がわからない事も現状の問題点となっています。

● 今後の取り組み

- ◆笠原小学校跡地への特別養護老人ホーム建設の要望を継続する。
- ◆上記に併せて多機能型福祉施設(仮称「地域支え合いセンター」)の設置を要望する。
(高齢者が集まって食事をしたり、話をしたりできる交流の場、子供から高齢者までの一時預かりシステム、宅配機能を備えた商店を併設した施設。)
- ◆社会福祉協議会の福祉有償運送事業や配食サービス等の周知、広報を行う。
(ボランティア運転手募集も呼びかける。)
- ◆高齢者見守り隊(仮称)を結成し、地域支え合い活動を推進する。

施策4-2 寄り合いの場づくり

● 現状

高齢者の主たる組織である笠原老人会の会員数は、男性約150名、女性約200名、合計約350名で、その内約200名が活動に参加しています。主な活動は各地域で異なりますが、お宮や地藏堂、観音堂、公民館等の清掃など、地域密着型の奉仕活動です。

また、健康維持のために年3～5回のグラウンドゴルフやいきいきサロン、体を癒すために年5～6回の地域交流センター「ふじの里」温泉行きなど、飲食や世間話をしながら楽しく過ごしています。年に一度の敬老会は、催し物も多く、楽しみな行事の一つです。

一方、老人会の課題として、補助金交付申請書等の事務作業があります。

● 今後の取り組み

- ◆老人会の活動は、今後も従来のように地域密着型の奉仕活動と健康維持等の活動を継続していく。
- ◆いきいきサロン(※八女市ふれあいサロン事業)の全地域での立ち上げおよび充実を図る。
- ◆敬老会は、今後も高齢者の寄り合いの場づくりとして継続していく。
- ◆老人会の事務作業は、若手や外部の協力体制を検討する。
- ◆寄り合いの場として多機能型福祉施設(仮称「地域支え合いセンター」)の設置を要望する。(※4-1福祉と介護と共通)



いきいきサロンの様子



グラウンドゴルフの様子

基本目標 5

公共施設や地域資源を活用する

施策5-1 笠原小学校跡地の活用

● 現状

平成 26 年度より閉校となっており、現在は笠原まつりの会場として利用されています。地域住民にとってなじみがある為、集いの場としてのさらなる有効活用が望まれています。

● 今後の取り組み

- ◆笠原小学校跡地への特別養護老人ホーム建設の要望を継続する。
- ◆笠原まつりや敬老会など地域のイベント会場として活用する。
- ◆地元ボランティアで校舎周り等の清掃活動を行う。

施策5-2 旭座人形芝居会館の活用

● 現状

明治 5 年頃、相次いで浄瑠璃の名手が現れ、鰯八集落に伝承されてきた人形浄瑠璃芝居は、昭和 30 年に福岡県無形文化財に指定されました。昭和 61 年度からは地元の笠原小学校児童(平成 26 年度に黒木小学校に統合)による伝承活動も始まり、平成 11 年 6 月に待望の旭座人形芝居会館が町により建設されました。それを機に旭座人形芝居保存会の組織も強化され、現在は 1 月の初光り、7 月の翁渡し、11 月の本公演の恒例行事や定期練習を始め、地元の寄り合いの場としても活用されています。



旭座人形芝居保存会

しかし建設から 15 年が経過しており、外壁等にも老朽化が見られ、施設周辺の環境整備と併せ、メンテナンスが必要な時期に来ています。

● 今後の取り組み

- ◆外壁等の修理やメンテナンスを市に要望していく。
- ◆駐車場エリアの舗装を市と協働して整備していく。

施策5-3 お茶の里公園(きのこ村キャンプ場、お茶の里記念館等)の活用

● 現状

きのこ村キャンプ場やお茶の里記念館などを含むお茶の里公園は、地域で設立した「きのこ村運営協議会」が指定管理を受け、キャンプ場運営や物販事業および観光振興に取り組んで来ました。しかし、きのこ村キャンプ場は平成24年の九州北部豪雨災害時に壊滅的なダメージを受け、大規模な改修・復旧工事が必要な状況で、リニューアルオープンまで、あと数年はかかる見通しです。



被災した「きのこ村キャンプ場」

● 今後の取り組み

◆地域づくりの拠点としてのリニューアルオープンを目指す。

- ・笠原地区の災害復興のシンボルとして夏季のキャンプ場だけでなく、通年で生涯学習や地域コミュニティ活性化の拠点になり、地域の内外を繋ぐ役割を果たしていく。
- ・笠原地区の特産品や農産物の販売や体験交流プログラムを提供する。
- ・地域の自然資源をエネルギーとして活用したり、環境に優しい取組みを推進し、普及・啓発を図る。

◆きのこ村キャンプ場を災害時の避難場所として活用する。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・一年通し活用され、子育て世代が遊びに来る場になって欲しい。
- ・幼児子どもが楽しく川遊び山遊びできる場所に。
- ・水車やマイクロ水力発電を設置し、自然エネルギーで電気を賄う様な取組みを実施。(売電や非常時の電源として)
- ・笠原産の緑茶葉をシンボルとして活用する為の入浴施設「お茶風呂」を地域の木材資源由来の熱エネルギーで沸かしてご当地名物にしては。
- ・木の駅プロジェクトをやってはどうか。(自伐林家が山に放置されている残材を搬出するのを支援すると同時に、支払いを地域通貨で行う事で、地域経済の活性化を図る取組み)
- ・薪ストーブ、薪ボイラーで薪利用。
- ・キャンプ客に地元の食材を販売したり、食事の提供を行えるようにしては。
- ・体験プログラムを提供出来ると良い。(木工、ヤマメ、お茶、森のガイド、霊巖寺等)

施策5-4 笠原東交流センター「えがおの森」の活用

● 現状

平成16年3月に笠原東小学校が閉校した後、旧黒木町役場、九州大学、地域住民らによる活用計画が検討され、平成17年度に地域再生計画の認定を受けて、「環境共生の里づくり」として、グリーンピア八女、笠原東小学校跡を活用した都市との交流による地域活性化に取り組む拠点となっています。

その後、平成18年度からは、地域で設立した「笠原里山振興会」が指定管理を受け、施設の管理や里山コンサート、しいたけオーナー、お茶の木オーナーなどの都市農村交流事業に取り組んでいます。また「笠原里山振興会」と「山村塾」の連携により、国内外のボランティアを招いての国際ワークキャンプなどの取り組みが行われており、年間を通じて様々なボランティア活動が行われています。平成24年九州北部豪雨災害の折には、地域の方々の避難所となった他、災害ボランティアの活動拠点として大きく役立ちました。今後も継続して活用していく事が望まれる為、施設の老朽化に対するメンテナンスや改修が必要となっています。

● 今後の取り組み

- ◆都市農村交流事業の拠点として活用していく。
- ◆子供会やスポーツクラブなどの合宿利用を推進する。
- ◆老朽化が目立つ部分の定期的なメンテナンスと改修を要望していく。



えがおの森



国際ワークキャンプのボランティア

施策5-5 その他いろいろな地域資源の活用

● 現状

笠原地区には、石積みの棚田や茶畑といった素朴な里山景観、霊巖寺とその奇岩群などの歴史ある観光名所、人形浄瑠璃という貴重な文化的資源があるものの、少子化や若年層の流出が原因で次世代の担い手がおらず、維持・管理の持続性が危惧されています。

また、施策 1～4 で挙げた施設以外にも、振々公園、笠原グラウンド(平成 26 年度現在は災害復旧工事のストックヤード)、笠原集会所などの公共施設が存在します。

● 今後の取り組み

- ◆その他の公共施設の維持管理及び活用を図る。
- ◆地域の資源、魅力を様々な手法で発信する。
- ◆重要文化的景観の選定について検討する。(八女茶発祥の地である笠原の棚田や茶畑とともにある暮らしを守る)

※重要文化的景観：文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第 1 項第五号より）」を指し、特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき文化庁により「重要文化的景観」として選定されます。選定を受けると、文化的景観の保存活用のために行われるさまざまな事業、たとえば調査事業や保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対しては、国からその経費の補助が行われます。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・ヤマメなどの川魚を放流・養殖し、笠原川を魚釣りの名所にする。
- ・川沿いや耕作放棄地等に紅葉する木を植え、笠原全体を紅葉の名所にする。
- ・湧水の活用→地域資源 MAP をつくる。
- ・害獣であるイノシシを商品化するなどの検討をしてはどうか。
- ・棚田米の購入などを通じて棚田を保全していく取り組み
- ・公民館に太陽光発電パネルを設置し、維持費を賄えるようにする。
- ・ウォークラリーなどのイベント企画。

基本目標 6 地域づくりに自ら取り組む

施策6-1 住民間の交流事業

● 現状

各行政区などにより、常会、子供会、老人会、女性部などの活動が行われており、お宮掃除や道路愛護、各地区の祭り、笠原まつりなどの行事を通じて住民間の協力や交流が行われています。課題として、以前は良く見られた異世代間の交流、地区同士の交流といった場が少なくなってきたことがあります。

● 今後の取り組み

- ◆地区民運動会に代わる新たな企画を検討する。
- ◆別の行政区との合同行事を行い、別地区との交流を図る。(例：グラウンドゴルフ大会等)

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・農産物直売所の開設
- ・一品持ち寄りのランチ会など交流の場を設ける



笠原小学校の運動会



笠原小学校閉校式

施策6-2 地域外との交流・連携

● 現状

毎年行っている笠原まつりを始め、各種団体や一部の地域で行われている農林業の体験事業(農林業体験・国際里山ボランティア・お茶や椎茸のオーナー制度)及び旭座人形芝居の本公演・やまめ祭り等には、国内外から多くの来場者があり、地区民と地域外の人々との交流が行われています。

また、市主催の奥八女黒木ハーフマラソンは、メインコースが笠原地区となっており、地区の皆さんの応援協力により笠原をアピールする絶好の機会となっています。

一方、交流事業が各種団体やグループ内に留まるなど、笠原地区全体に普及していない、また公衆トイレの表示がない等の意見も聞かれます。

● 今後の取り組み

◆各地域および団体で取り組む交流事業を継続発展し、交流人口と定住人口の増加を目指す。(農林業体験事業、里山コンサート、国際里山ボランティア、お茶や椎茸のオーナー制度、旭座人形芝居本公演、やまめ祭り)

◆笠原まつり「だっでん祭」を継続する。

◆奥八女黒木ハーフマラソン大会への協力を行う。

◆観光振興のためにも各地域の表示サインや公衆トイレの案内サインなどの設置を検討する。



笠原まつりの様子



笠原まつりの様子

施策6-3 各行政区、各地域の重要な取り組み

● 現状

6つの行政区単位で自治会活動や公民館活動、地区の祭りなどが取り組まれています。課題として、世帯数、住民数の減少により、これまでの行事の継続が難しくなっているものもあります。

● 今後の取り組み

- ◆グラウンドゴルフ大会の実施(各行政区共通)。
- ◆受け継いできたお宮行事、伝統行事等を継承する(各行政区共通)。
※各行政区の行事を付属資料に掲載
- ◆里山コンサートの実施(上・下鹿子尾区)
- ◆旭座人形芝居の継承(南笠原区)
- ◆やまめ祭りの実施(鱈八のふれあい広場にてヤマメや農産物販売10月下旬)



願成就(鹿子尾)



山の神さん祭り(釈形区左手上)

施策6-4 自治運営協議会のあり方

● 現状

夢かさはら自治運営協議会は、住民・地域と行政の協働による豊かな地域づくりを目指すため、平成20年5月に発足しました。翌年には、「地縁による団体」の認可を受け、区有林や区有林に関する財産を保有する、他の自治運営協議会にない組織となりました。

課題としては、自治運営協議会の組織や内容が住民に浸透しておらず、構成団体自体が不明確であるとの声も聞かれます。

※規約や組織等については、後の付属資料の中に掲載していますのでご覧ください。

● 今後の取り組み

- ◆わかりやすい推進体制の組織図を作成し、構成団体や取り組み内容を明確にして理解しやすいように見える化していく。
- ◆部会や会議がうまく機能するように運営の在り方を検討する。
- ◆多様な課題を解決していく為に、専門的なサポーター職員の設置継続を要望していく。

● 備考(策定委員会で出たその他の意見)

- ・現在ある6つの行政区割についても、世帯数の減少などを考慮して再編の可能性を検討する。
- ・笠原出身者などを対象に準会員制度(サポーターや応援クラブ)を設け、自治会組織との何かしらのつながりづくりを行う。
- ・福祉部会を設けて、子どもから高齢者までの福祉活動を推進する。

4. 実現に向けての実施計画書

基本目標1 自然と共生して暮らす

施策	今後の取組み	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
1-1 農林業の活性化について	農林産物の品質向上、新規作物導入、6次産業化などに向けた勉強会		○			早めに取り組む
	集落や同業者での協業・分業(集落営農・法人化・手間がえ)の研究		○		◎	案を練りながら
	新規就農希望者への支援		○		◎	案を練りながら
	道路に面した山林の適切な管理		○			早めに取り組む
	迂回路として活用できる林道の整備や管理		○			早めに取り組む
1-2 耕作放棄地への取り組み	耕作放棄地対策に関する視察、勉強会		○			案を練りながら
	電気柵、ワイヤメッシュについての勉強会		○			案を練りながら
	電気柵、ワイヤメッシュについての補助増額	○				案を練りながら
	笠原本線沿いは、なるべく放棄地にならないよう努力する			○		実施中
1-3 笠原の暮らしを楽しむ	子供達が川遊びを楽しめる環境を設ける		○			時間をかけて
	老人会などと連携し、子供達に自然の中での昔の遊びを伝承			○		案を練りながら
	地域で受け継いできた伝統行事の継承(お宮、山の神の行事、左義長など)			○		実施中
	各家庭での自家菜園を育て、健康増進と笠原の風景を守る			○		実施中

基本目標 2 安全安心に暮らす

施策	今後の取組み	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
2-1道路整備と管理 (1)県道及び市道等の改良	県道の改良・改修 (幅員の狭い所の拡幅、カーブの解消、舗装路面等)	○			◎	時間をかけて
	集落間の市道の拡張(災害時の迂回路として必要)	○				時間をかけて
(2)県道及び市道等の管理	道路愛護の実施			○	◎	実施中
	管理費用等の支援	○				時間をかけて
	県道沿いは石垣の面出しや陰切りを積極的に実施			○	◎	実施中
2-2河川整備と管理 (1)笠原川及びその支流の整備	九州北部豪雨災害で被災した河川護岸及び橋梁の早急な復旧	○				実施中
(2)笠原川及びその支流の管理	河川清掃の実施			○		実施中
	管理費用等の支援	○				実施中
	笠原川の支流(市管理河川)にある倒木・流木の除去	○				時間をかけて
2-3公共交通	通勤、通学、通院用に7時台と17時台に運行する予約不要の乗り合いタクシー	○			◎	案を練りながら
	乗り合いタクシーの土日祝日運行	○				案を練りながら
2-4防犯、防災 (1)防犯	老朽化した防犯灯の電球をLEDに交換			○		時間をかけて
	主要道路の危険箇所に防犯灯を設置		○			時間をかけて
	集落や行政区単位で、家や車の施錠をするよう申し合わせる			○		早めに取り組む
(2)防災	消防団と自衛消防団の連携強化		○			早めに取り組む
	消防団員の勧誘			○		実施中
	ハザードマップを日頃から集落で確認			○		早めに取り組む
	川のダム、砂防ダムの土砂を取り除いて機能させる	○				時間をかけて
	自然災害時の安否確認、避難経路確認方法を整備			○		早めに取り組む
	災害に関する勉強会や訓練を実施		○			早めに取り組む

基本目標 3 若い世代が楽しく暮らす

施策	今後の取組み	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
3-1教育	地域の共有の遊び場や自習室、図書館などの設置を検討		○			時間をかけて
	教育機関や育成会と連携し、地域の自然や文化、歴史を子供達に伝承		○			案を練りながら
	通勤、通学、通院用に7時台と17時台に運行する予約不要の乗り合いタクシー(※2-3公共交通と共通)	○			◎	案を練りながら
	学校やPTAと連携し、子供達のインターネットや携帯電話の使用環境について注意をしていく		○			実施中
3-2若者世代の定住	移住を希望する方に笠原の自然や暮らしの魅力を発信し、転入者を募る		○			案を練りながら
	八女市空き家バンク等、空き家活用についての研究		○			案を練りながら
	福祉事業等による雇用創出を検討		○			案を練りながら

基本目標 4 高齢者が生きがいをもって暮らす

施策	今後の取組み	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
4-1 福祉と介護	笠原小学校跡地への特別養護老人ホーム建設の要望を継続	○			◎	実施中
	上記に併せて多機能型福祉施設(仮称「地域支え合いセンター」)の設置を要望	○			◎	実施中
	社会福祉協議会の福祉有償運送事業や配食サービス等の周知、広報		○			案を練りながら
	高齢者見守り隊(仮称)を結成し、地域支え合い活動を推進			○		案を練りながら
4-2 寄り合いの場づくり	老人会の活動は、今後も従来のように地域密着型の奉仕活動と健康維持等の活動を継続			○		実施中
	いきいきサロン(※八女市ふれあいサロン事業)の全地域での立ち上げと充実		○			早めに取り組む
	敬老会は、今後も高齢者の寄り合いの場づくりとして継続			○		実施中
	老人会の事務作業は、若手や外部の協力体制を検討			○		案を練りながら
	寄り合いの場として多機能型福祉施設(仮称「地域支え合いセンター」)の設置を要望 (※4-1福祉と介護と共通)	○			◎	実施中

基本目標 5 公共施設や地域資源を活用する

施策	今後の取組み	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
5-1 笠原小学校跡地の活用	笠原小学校跡地への特別養護老人ホーム建設の要望を継続 (※4-1福祉と介護と共通)	○			◎	実施中
	笠原まつりや敬老会など地域のイベント会場として活用		○			実施中
	地元ボランティアで校舎周り等の清掃活動を実施			○		実施中
5-2 旭座人形芝居会館の活用	外壁等の修理やメンテナンス	○				時間をかけて
	駐車場エリアの舗装整備		○			早めに取り組む
5-3 お茶の里公園(きのこ村キャンプ場、お茶の里記念館等)の活用	地域づくりの拠点としてのリニューアルオープンを目指す		○		◎	案を練りながら
	きのこ村キャンプ場を災害時の避難場所として活用		○			案を練りながら
5-4 笠原東交流センター「えがおの森」の活用	都市農村交流事業の拠点として活用		○			実施中
	子供会やスポーツクラブなどの合宿利用を推進		○			案を練りながら
	老朽化が目立つ部分の定期的なメンテナンスと改修		○			時間をかけて
5-5 その他いろいろな地域資源の活用	その他の公共施設の維持管理及び活用		○			実施中
	地域の資源、魅力を様々な手法で発信		○			案を練りながら
	重要文化的景観の選定について検討		○			案を練りながら

基本目標 6 地域づくりに自ら取り組む

施策	今後の取り組み	実施主体			重要度	実施時期
		行政	協働	住民		
6-1 住民間の交流事業	地区民運動会に代わる新たな企画を検討			○		案を練りながら
	別の行政区との合同行事を行い、別地区との交流を図る			○		案を練りながら
6-2 地域外との交流・連携	各地域および団体の交流事業を継続発展		○			実施中
	笠原まつり「だっでん祭」の継続			○	◎	実施中
	奥八女黒木ハーフマラソン大会への協力		○			実施中
	観光振興のためにも各地域の表示サインや公衆トイレの案内サインなどの設置を検討		○			早めに取り組む
6-3 各行政区、各地域の重要な取り組み	・グラウンドゴルフ大会の実施(各行政区共通)			○		実施中
	・受け継いできたお宮行事、伝統行事等を継承する(各行政区共通) ※付属資料に掲載			○		実施中
	・里山コンサートの実施(下鹿子尾、上鹿子尾)		○			実施中
	・旭座人形芝居の継承(南笠原)		○			実施中
	・やまめ祭りの実施(南笠原)			○		実施中
6-4 自治運営協議会のあり方	組織図や取り組み内容の明確化			○		早めに取り組む
	部会や会議がうまく機能するように運営の在り方を検討			○	◎	早めに取り組む
	サポーター職員の設置継続		○			実施中

5. 付属資料

(1) アンケート結果

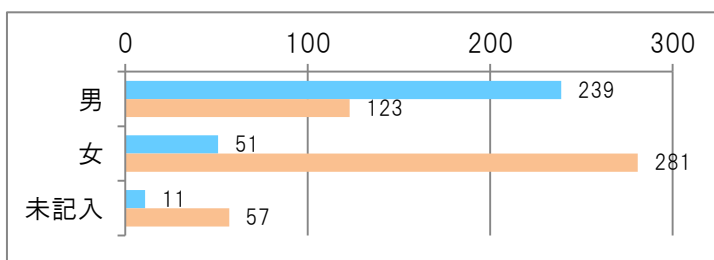
振興計画策定に向けて、笠原地区民を対象にアンケートを実施しました。アンケートは、世帯主向けと世帯主以外(高校生以上)向けの2種類で、そのとりまとめを以下に記載します。

・アンケート配布部数 1107 部

・回答部数 世帯主 301 部+世帯主以外 461 部=762 部(回収率 68.8%)

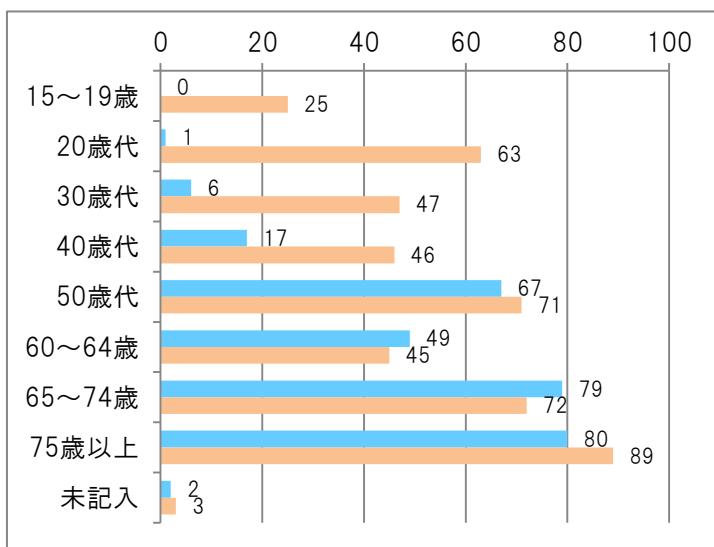
1)性別 (単位:人) ※以下同じ

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
男	239	123	362	48%
女	51	281	332	44%
未記入	11	57	68	9%
合計	301	461	762	100%



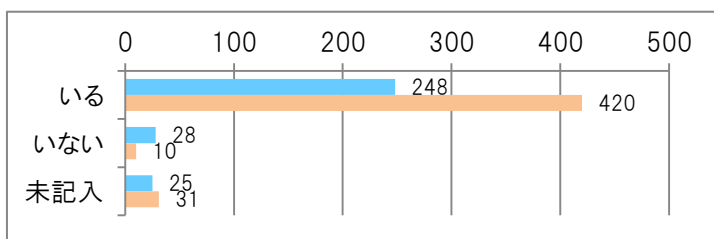
2)年齢

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
15～19歳	0	25	25	3%
20歳代	1	63	64	8%
30歳代	6	47	53	7%
40歳代	17	46	63	8%
50歳代	67	71	138	18%
60～64歳	49	45	94	12%
65～74歳	79	72	151	20%
75歳以上	80	89	169	22%
未記入	2	3	5	1%
合計	301	461	762	100%



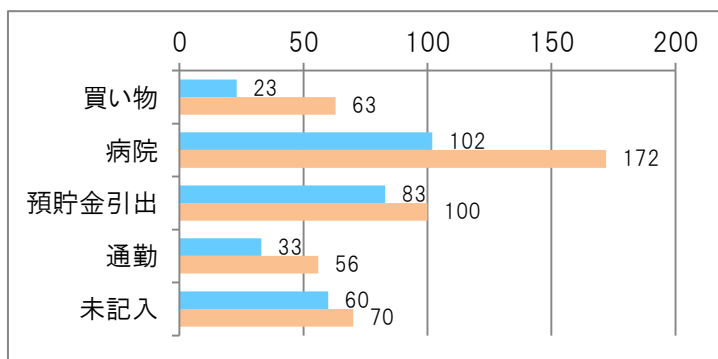
3)世帯の中の車の運転者

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
いる	248	420	668	88%
いない	28	10	38	5%
未記入	25	31	56	7%
合計	301	461	762	100%



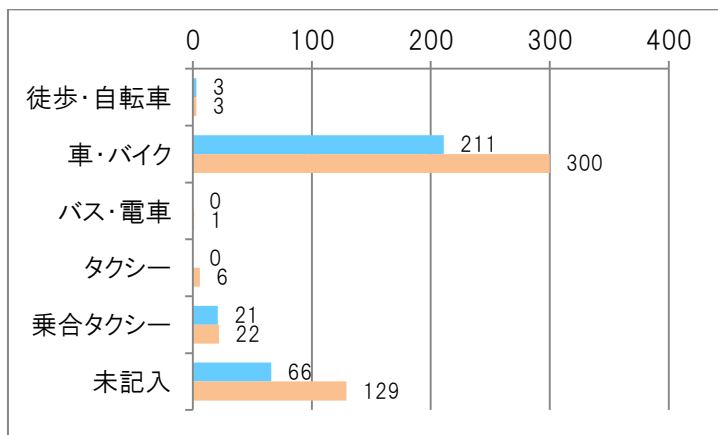
4)車の使用頻度

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
買い物	23	63	86	11%
病院	102	172	274	36%
預貯金引出	83	100	183	24%
通勤	33	56	89	12%
未記入	60	70	130	17%
合計	301	461	762	100%



5)交通手段

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
徒歩・自転車	3	3	6	1%
車・バイク	211	300	511	67%
バス・電車	0	1	1	0%
タクシー	0	6	6	1%
乗合タクシー	21	22	43	6%
未記入	66	129	195	26%
合計	301	461	762	100%



6)生活するうえでお困りのこと・不安な事(上位3つを選択)

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
近くで食料や日用品を買えない事	36	17	13	43	24	25	158
かかりつけ医が近くにいない事	17	20	10	7	19	18	91
救急医療機関が遠く搬送に時間がかかる事	27	18	12	39	32	17	145
学校が遠いこと	2	1	6	19	11	33	72
近くに働き口がないこと	11	12	8	25	17	18	91
郵便局や農協が近くになく預貯金の出し入れが不便	1	8	1	2	8	44	64
携帯電話の電波が届かない事(電波状態が悪い)	0	1	4	17	10	23	55
農林地の手入れが十分に出来ない	20	28	31	20	20	51	170
祭り等従来の行事が出来ない	1	5	4	1	3	20	34
サル・イノシシ等の獣が現れる	43	40	33	29	44	0	189
台風、地震、豪雪などで被災の恐れがある事	38	31	18	70	49	0	206
同居している家族だけでは身の回りの世話が不十分	3	1	8	1	5	0	18
一人住まいでさびしい	3	2	2	2	2	0	11
近所に住んでいる人が少なくてさびしい	2	5	3	2	6	0	18
相談相手がいない	2	2	2	1	2	0	9
介護や育児の不安	7	1	3	10	6	1	28
その他	1	0	2	2	1	0	6
合計	214	192	160	290	259	250	2286

7)日常生活が不自由になった時必要と思われるサービス(上位3つを選択)

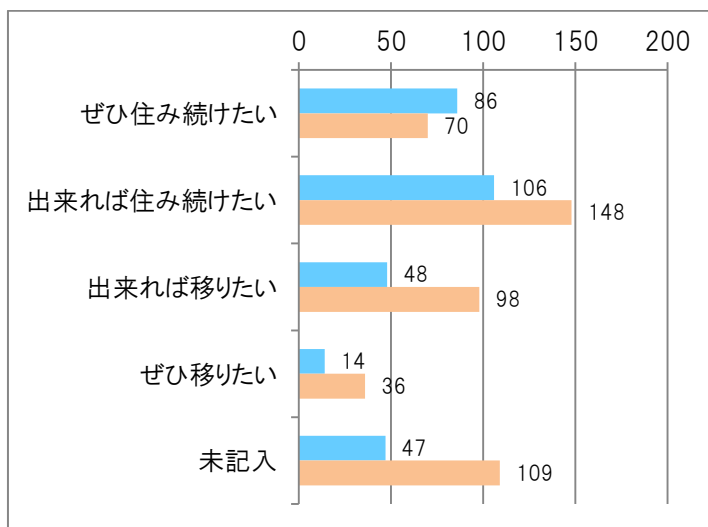
項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
定期的な安否確認	39	15	21	40	23	25	163
緊急通報サービス	53	29	19	68	39	18	226
買い物の手伝い	14	17	16	20	26	17	110
家事	41	40	20	50	36	33	220
配食サービス	11	15	11	6	23	18	84
通院などの送り迎え	39	49	35	58	58	44	283
高齢者の短時間見守りサービス	10	19	22	20	24	23	118
災害発生時の避難の支援	24	24	34	30	38	51	201
話相手	5	7	15	7	7	20	61
合計	236	215	193	299	274	249	1466

8) 10年後に不安な事(上位3つを選択)

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
近くで食料や日用品を買えない事	44	26	16	41	26	23	176
かかりつけ医が近くにいない事	29	26	18	33	32	13	151
救急医療機関が遠く搬送に時間がかかる事	22	18	20	31	30	22	143
学校が遠いこと	2	4	4	6	7	7	30
近くに働き口がないこと	6	8	4	21	16	9	64
郵便局や農協が近くになく預貯金の出し入れが不便	7	8	12	7	12	12	58
携帯電話の電波が届かない事(電波状態が悪い)	2	3	2	8	3	6	24
農林地の手入れが十分に出来ない	50	23	21	31	29	21	175
祭り等従来の行事が出来ない	0	2	5	1	5	9	22
サル・イノシシ等の獣が現れる	13	32	21	12	22	29	129
台風、地震、豪雪などで被災の恐れがある事	29	20	27	56	37	28	197
同居している家族だけでは身の回りの世話が不十分	11	15	9	19	16	12	82
一人住まいでさびしい	2	7	10	6	5	8	38
近所に住んでいる人が少なくてさびしい	14	19	22	17	18	27	117
相談相手がいない	0	5	5	3	7	6	26
介護や育児の不安	3	2	6	5	12	13	41
その他	2	1	0	1	0	1	5
合計	236	219	202	298	277	246	2286

9) 現在の住まいに将来も住み続けたいか

	世帯主	世帯主以外	合計	比率
ぜひ住み続けたい	86	70	156	20%
出来れば住み続けたい	106	148	254	33%
出来れば移りたい	48	98	146	19%
ぜひ移りたい	14	36	50	7%
未記入	47	109	156	20%
合計	301	461	762	100%



10) 住み続けたい理由(上位3つを選択) ※9)でぜひ住み続けたい、出来れば住み続けたいと答えた方

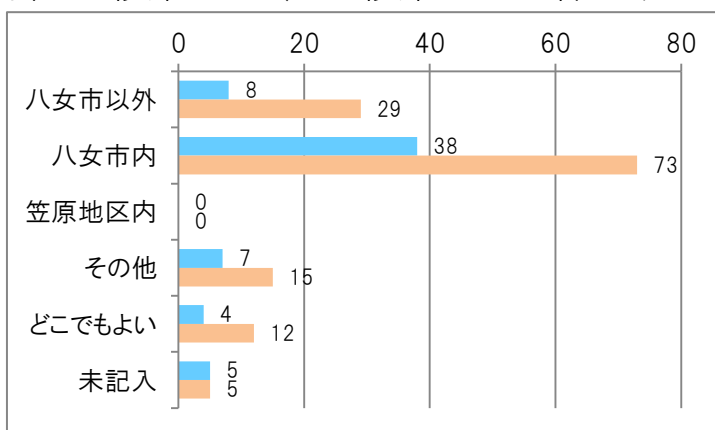
項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
現在の生活様式を変えたくないから	59	20	11	52	20	12	174
現在住んでいる家や地域に愛着があるから	61	30	28	60	39	18	236
親や子供の家が近いから	6	3	4	18	9	9	49
周りの人や地域の事を知ってるから	7	35	24	6	40	24	136
農地・林を守っていきたいから	20	30	27	5	17	15	114
お墓があるから	1	5	6	0	6	3	21
生計を立てられるから	8	17	12	3	7	12	59
水や空気がきれいだから	5	17	25	14	17	33	111
特に困ることはないから	3	8	19	7	6	20	63
その他	0	0	0	2	0	2	4
合計	170	165	156	167	161	148	967

11) 別の地域へ移るにあたり障害に思う事(上位3つを選択) ※9)で出来れば移り住みたい、ぜひ移り住みたいと答えた方

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
同居している家族の反対	2	2	0	15	2	0	21
現在の生活様式が変わる	11	4	2	30	17	8	72
所有する農地・林の管理	11	6	4	14	7	8	50
別の地域で働き口がない	1	0	1	3	2	8	15
別の地域に知人・友人がいない	0	1	0	4	2	0	7
親や子供から離れることへの不安	4	9	2	10	16	16	57
土地・家屋の買い手がつかない	0	1	0	11	6	7	25
お墓の管理が難しい	5	8	8	10	12	7	50
その他	0	0	2	1	7	5	15
合計	34	31	19	98	71	59	312

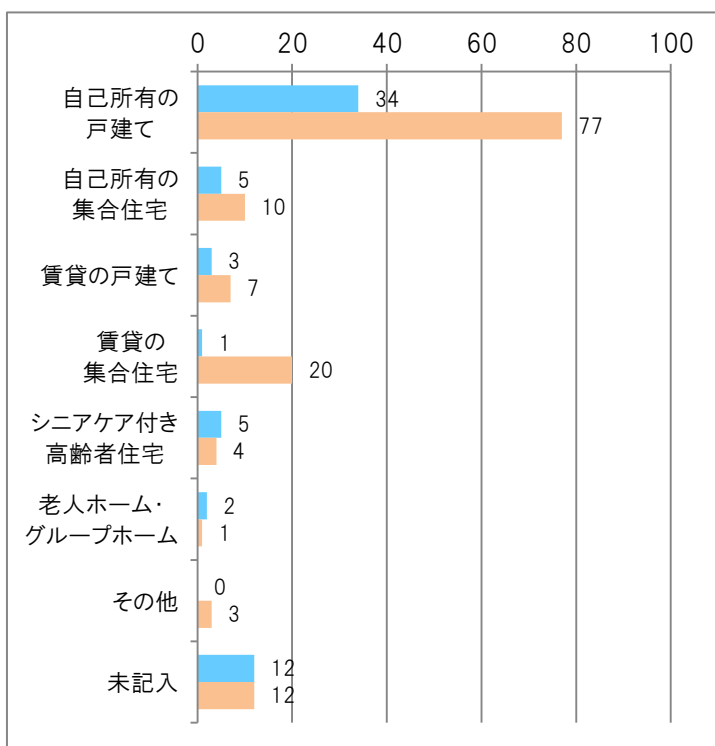
12)どの様な地域に移りたいか ※9)で出来れば移り住みたい、ぜひ移り住みたいと答えた方

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
八女市外	8	29	37	19%
八女市内	38	73	111	57%
笠原区内	0	0	0	0%
その他	7	15	22	11%
どこでもよい	4	12	16	8%
未記入	5	5	10	5%
合計	62	134	196	100%



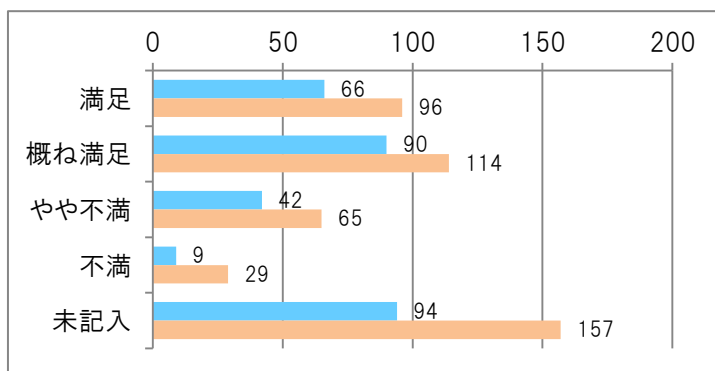
13)どの様な住まいに移りたいか ※9)で出来れば移り住みたい、ぜひ移り住みたいと答えた方

項目	世帯主	世帯主以外	合計	比率
自己所有の戸建て	34	77	111	57%
自己所有の集合住宅	5	10	15	8%
賃貸の戸建て	3	7	10	5%
賃貸の集合住宅	1	20	21	11%
シニアケア付き高齢者住宅	5	4	9	5%
老人ホーム・グループホーム	2	1	3	2%
その他	0	3	3	2%
未記入	12	12	24	12%
合計	62	134	196	100%



14)暮らしの満足度

	世帯主	世帯主以外	合計	比率
満足	66	96	162	21%
概ね満足	90	114	204	27%
やや不満	42	65	107	14%
不満	9	29	38	5%
未記入	94	157	251	33%
合計	301	461	762	100%



15)居住区の良さ(上位3つを選択)

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
豊かな自然	130	25	22	209	34	20	440
史跡や文化財の保有	0	6	6	2	11	11	36
子育て教育	1	1	1	1	4	1	9
街づくり活動	0	5	4	1	1	10	21
生活上の利便性	4	13	10	3	14	25	69
生活環境	39	69	29	36	85	43	301
人の優しさ	31	39	53	40	74	56	293
趣味仲間の活動	1	10	13	1	12	13	50
世代交流	6	21	31	9	26	43	136
合計	212	189	169	302	261	222	2286

16)地域で参加したい活動(上位3つを選択)

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
地域の清掃、リサイクル活動	31	14	15	50	24	19	153
お祭り等の交流を図る活動	40	15	11	48	27	16	157
住宅支援活動	17	9	12	37	15	16	106
地域の声を行政に伝える活動	11	14	9	3	17	12	66
街づくり活動	11	33	16	19	22	23	124
防災に関する活動	29	13	17	16	27	22	124
防犯・交通安全に関する活動	4	12	19	3	17	20	75
子育て支援活動	5	6	3	22	14	8	58
地域の歴史や文化保存活動	5	12	13	9	10	12	61
都市との交流や観光	7	12	11	10	11	18	69
その他	2	1	2	4	1	1	11
合計	162	141	128	221	185	167	2286

17)地区の課題・解決方法及び対策について(上位3つを選択)

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
交通安全・防犯・防災	13	11	7	20	11	10	72
高齢者支援・健康づくり	25	19	14	45	36	14	153
地域の環境美化	3	5	5	6	6	6	31
子供たちを育てる活動	3	3	3	11	14	13	47
農業・商業の担い手	49	25	5	44	27	19	169
防災に関する活動	2	8	6	6	20	6	48
防犯・交通安全活動	0	2	4	3	8	6	23
歴史や文化の保存等	0	3	0	1	3	5	12
公営住宅を増やす	1	1	1	1	2	4	10
道路整備	59	30	21	85	33	33	261
地域づくり活動の充実	6	8	15	6	13	14	62
地区支援の人材確保	5	15	18	5	13	18	74
地区にある観光資源のPRによる集客	0	3	4	1	5	8	21
子供・高齢者を支えるコミュニティ充実	4	16	18	10	12	20	80
農家宿泊や加工直売等のビジネス	3	5	10	3	8	12	41
その他	2	1	2	4	3	2	14
合計	175	155	133	251	214	190	2286

18)地区の活性化や安心して暮らせるまちづくり活動(上位3つを選択)

項目	世帯主			世帯主以外			合計
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目	
農林業・商業の復興活動	90	9	10	70	19	16	214
観光の復興活動	7	12	5	13	13	10	60
生涯学習やスポーツ活動	3	11	4	6	13	15	52
歴史や文化の保存活動	0	4	5	3	2	6	20
健康づくり活動	12	30	18	24	35	20	139
環境美化活動	0	4	6	5	2	7	24
高齢者・障害者支援活動	15	17	14	27	29	18	120
子育て支援活動	5	6	7	16	13	15	62
交通安全・防犯・防災活動	5	14	13	12	20	10	74
都市農村交流(グリーンツーリズム)活動	3	12	9	6	21	8	59
学校との連携や青少年の健全育成	2	5	7	4	9	9	36
小規模・高齢化集落の問題解決	22	27	32	34	24	46	185
その他	1	0	3	5	0	2	11
合計	165	151	133	225	200	182	1056

(2) 笠原地区の地図



笠原地区の行政区

6行政区とその集落

笠原地区の行政区は6地区で構成しています。さらにその中に集落単位の地域があり、住民同士はこの最小単位を基本とし、隣近所との繋がりを大切にしています。

下鹿子尾区 SHIMOKAGOO

柏ノ木下 Kayanokishimo
柏ノ木上 Kayanokikami
庄屋村 Shoyamura

上鹿子尾区 KAMIKAGOO

川久保 Kawakubo
屋敷 Yashiki
後川内 Ushirogouchi
上松尾 Kamimatsuo



(地図)7.14 笠原写真記録集より

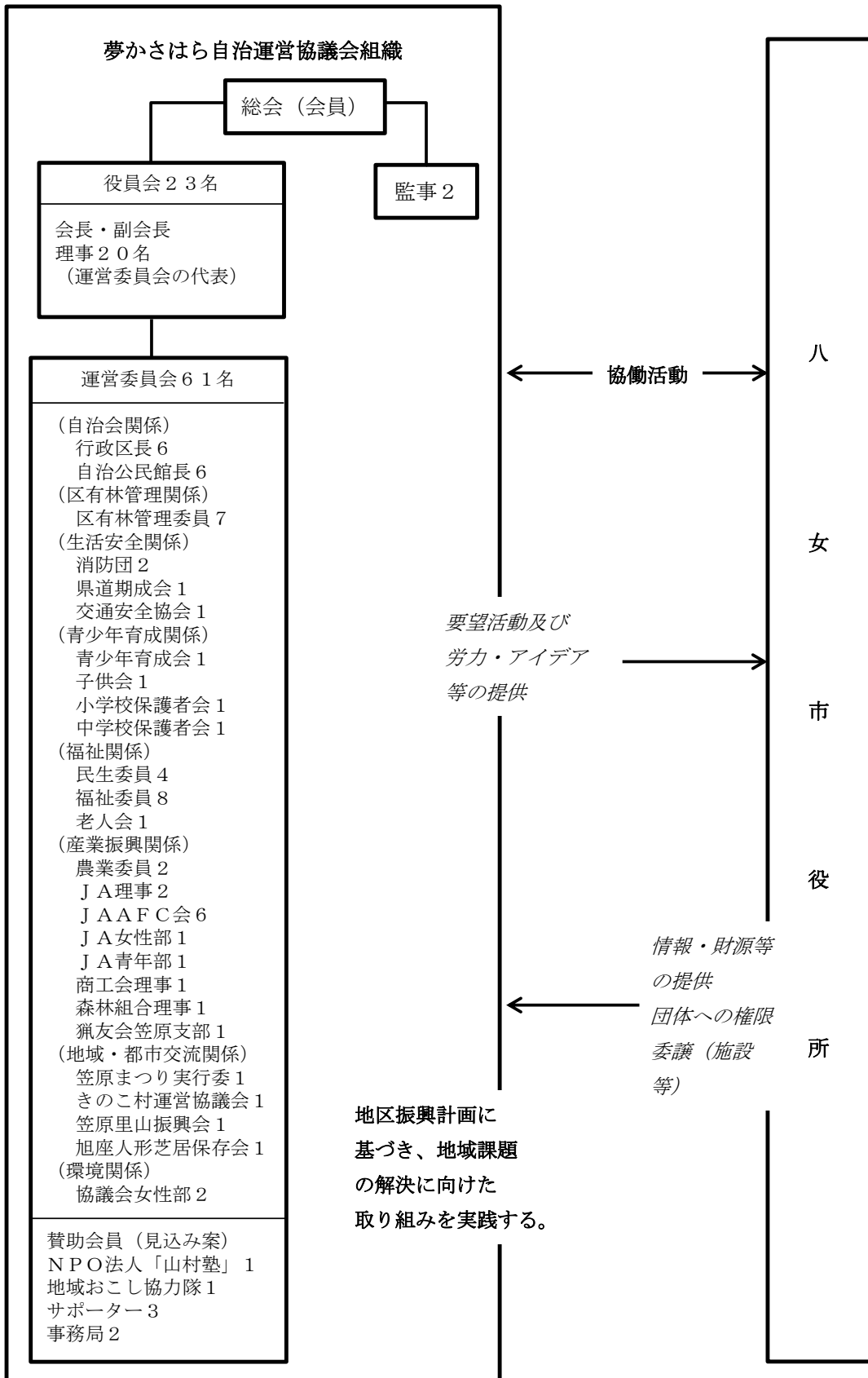
(3) 各行政区毎のお宮行事、伝統行事

行政区	集落	行事名	時期
椿原	下椿原	椿原天満宮 よど祭り(夏祭り)	7月24日
		椿原天満宮 秋祭り(川祭り含む)	10月1日
		椿原天満宮 師走祭り(川祭り含む)	12月15日
		阿弥陀尊祭り	1月6日
		お観音講	毎月
		お宮そうじ	毎月
		お墓掃除	8月1日
		隣組花見	4月
	弘法さん	3月20日、8月21日	
	上椿原	津江神社お籠り	7月31日
		津江神社夏祭り	8月1日
		津江神社座祭り	12月12日
		弘法大師お籠り、彼岸	3月、9月
		お墓そうじ	盆前、正月前
観音講		7月17日	
若宮さん祭り		10月15日	
地蔵まつり		7月14日、11月24日	
笠原中央	山中	お観音講	毎月17日
		彦さんまつり	2月15日
		お宮掃除	毎月1日、15日
		弘法さん	3月21日、8月21日
		よど	7月15日
		村まつり(秋まつり)	10月1日
		お宮はた立て	12月15日、30日
	振々	琴平さん祭り	1月10日、3月10日、10月10日
		お観音講	毎月17日
		先祖供養	年1回 2月
		中山間周辺林地の草切り作業	年1回 3月
		おせって弘法さん	3月21日 8月21日
		振々公園花見会(左手上集落と一緒に)	4月上旬
		用水路管理	年2回 4月6月
		振々公園草切り	4月、7月、10月
		天満宮さん よど	7月24日
		笠原まつり出店	11月第3日曜日
	天満宮さん 座	12月11日	
	中崎	中崎・振々天満宮 よど祭り(夏祭り)	7月24日
		中崎・振々天満宮 座祭り	12月11日
弘法さん		3月21日、8月21日	
秋祭り(願成就・先祖祭り)		10月1日	
秋葉神社祭り		1月28日	
釈形	釈形	大年神社お籠り	毎月1日・15日
		大年神社願立て	7月15日
		大年神社願成就	10月1日
		大年神社、天満宮祭り	12月第2日曜日
		屋須多さん参り	1月、3月、7月、12月の15日
		お観音講	毎月17日
		闘茶会	年1回

		笠原まつり出展参加	11月第3日曜日	
	左手上	百萬遍(地藏堂、公民館にて五穀豊穡、無病息災を祈願)	6月最終日曜日	
		座祭り(地藏さん)	9月の第1日曜日	
		座祭り(山の神さん祭り)	12月の第1日曜日	
		弘法大師お籠り	春、夏の2回	
		地藏堂お籠り	毎月4日	
		山の神お籠り	毎月16日	
		虚空蔵さんお籠り	1月13日、9月13日	
		お観音講	毎月10日	
		隣集落との交流花見	4月	
南笠原	小川内	天満宮1日籠り	毎月1日	
		山の神祭り(注連縄を編んで奉納)	1月16日	
		琴平さん祭り(シカ(ウド)根の蒲焼、注連縄奉納)	3月10日	
		弘法さん千人詣り	3月21日	
		天満宮願立て(五穀豊穡を祈願)	7月1日	
		天満宮豆ヅド	7月24日	
		弘法さん千人詣り	9月21日	
		天満宮願成就(御願成就のお礼として汐井取り、千度詣り、坪作り、旗立て等の中から二つ奉納)	10月1日	
		天満宮まつり(注連縄を編んで奉納)	12月14日	
		みやま市の屋須多神社へ四季詣り(火災防止を祈願)	1月、4月、7月、12月	
	鱈八	山の神まつり(男性のみの祭り神事 神主さんによるお祓い)	1月16日	
		天満宮祭り(総籠り)	2月24日	
		弘法さん千人詣り	3月21日	
		天満宮願立て(五穀豊穡を祈願)	7月1日	
		天満宮1日籠り	7月～10月 毎月1日	
		観音さん豆ヅド	7月17日	
		六地藏さん祭り	7月23日	
		弘法さん千人詣り	8月21日	
		天満宮願成就(御願成就のお礼として汐井取り、5百度詣り、総籠りを奉納)	10月1日	
		観音さん秋祭り	10月17日	
			水天宮川祭り(子ども川遊び等の安全祈願)	秋分の日、秋分の日
	下鹿子尾		おこぼさん(弘法)	春、秋の彼岸
			大年神社祭事 注連縄作り、のぼり立て村祭り(庄屋村神会)	12月15日
			水神祭り	
	上鹿子尾	屋敷	屋敷公園手入れ	7月
			無縁仏お墓掃除	8～12月
			屋敷天満宮さん祭り	9月
川久保		川久保祭り	9月	
上松尾		弘法さん	8月21日	
		地藏さん夜灯	8月24日	
	上松尾祭り	2年に1回 11月17日		
上・下鹿子尾共同		大年神社祭事 願立て	7月15日	
		大年神社祭事 願成就(千人参り)	10月1日	

(4) 夢かさはら自治運営協議会 規約、組織図等

◆夢かさはら自治運営協議会と市との協働によるまちづくりイメージ図



夢かさはら自治運営協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、住民自らが自治の精神に則り、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、住民・地域と行政の協働による豊かな地域の実現を図ることを目的とする。

1. 住民自らの決定と責任による地域づくり (住民自治)
2. 次世代の幸福を考えた将来計画づくり (計画策定)
3. ふれあいを大切にした交流の場づくり (地域内交流・都市との交流)
4. 人・暮らし・自然・文化・歴史・農林業等を活用した地域づくり (地域経営)
5. 人を大切にし、ふれあいの輪が広がる優しさあふれる地域づくり (人権尊重)
6. 集会・消防施設等及び地区有林等財産の維持管理 (財産の適正管理)

(名称)

第2条 本会は、夢かさはら自治運営協議会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、福岡県八女郡黒木町大字笠原1番地から11591-20番地までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、福岡県八女郡黒木町大字笠原7552番地に置く。

第2章 会 員

(会員及び賛助会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会の活動を賛助する団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人及び団体で本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が、次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。

1. 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
2. 会員より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 理事 20名以内
4. 監事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及び書記会計は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、この規約の定め及び総会又は役員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 1. 本会の会計及び資産の状況を監査する。
 2. 会長、副会長及び書記会計の業務執行の状況を監査する。
 3. 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 4. 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠、又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 全会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
3. 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けた場合は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
3. 開催目的、審議事項及び議決事項
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員構成)

第24条 役員会は、監事を除く正副会長及び理事をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 交付金及び補助金
5. 寄付金品
6. その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産の管理は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

- 2 区有林及び区有林に関する資産の管理は、特別会計を設け、その管理は会長が区有林管理委員会に委任する。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作

成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、黒木町長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第39条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び書記会計を置く。

(職員の任免)

第40条 事務局長及び書記会計の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第41条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 専門部会及び特別委員会

(専門部会及び特別委員会の設置)

第42条 本会に、第1条に掲げる目的を達成するための調査・研究及び審議を行うことが必要と会長が認めた場合は、専門部会及び特別委員会を置くことができる。

第10章 顧問及びアドバイザー

(顧問及びアドバイザーの設置)

第43条 本会に、会長の諮問に応じ意見を述べることができる顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

第11章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第44条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会等の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第45条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の役員の任期は、第12条の規定にかかわらず、設立のあった日から平成21年度の総会の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成21年3月31日までとする。

◆笠原地区振興計画・福祉計画策定経過

期日	場所	会議内容	備考
H25.10.10	笠原集会所	振興計画の説明 福祉コーディネーター事業説明 地区民アンケート調査について	第1回委員会
10.28	〃	地区民アンケート調査内容審議 今後のスケジュールについて	第2回委員会
H26.4.19	〃	地区民アンケート調査結果報告 振興計画班・福祉計画班体制づくり(分科会)	第3回委員会
5.21	〃	編集工程・先進地研修について(全体会) 振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第4回委員会
6.11	〃	先進地研修について(全体会) 振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第5回委員会
6.25	〃	先進地研修について(全体会) 振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第6回委員会
7.9	〃	先進地研修について(全体会) 振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第7回委員会
7.13	水俣市 越木場地区	「村丸ごと生活博物館」の視察研修	
7.23	笠原集会所	振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第8回委員会
8.27	〃	地区座談会の持ち方について(全体会) 振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第9回委員会
9.1	〃	振興計画・福祉計画素案づくり(分科会)	第10回委員会
9.24	〃	振興計画・福祉計画素案づくりのまとめ(全体会)	第11回委員会
10.8	〃	素案審議(全体会)	第12回委員会
10.22	〃	素案審議(全体会)	第13回委員会
11.12	〃	素案審議(全体会)	第14回委員会
12.1	〃	素案作成・運営委員との座談会について(全体会)	第15回委員会
12.1	〃	自治運営協議会運営委員との座談会(第1回)	
H27.1.14	〃	自治運営協議会運営委員との座談会(第2回)	
1.28	〃	振興計画(案)の確認(全体会)	第16回委員会
2.24	〃	振興計画(案)の最終確認(全体会)	第17回委員会

※地区民アンケート調査は、平成25年11月28日に区長さんに配布を依頼し、12月15日に回収しました。アンケートの作成及び集計は、八女市福祉コーディネーター事業により、社会福祉法人八女福祉会の協力で行いました。

※策定委員会の会議の持ち方は、自由な意見が出せるよう主にワークショップ形式で行いました。

笠原地区振興計画

(平成27～36年度)

夢かさはら自治運営協議会

平成27年3月発行

※この計画書は、八女市地域づくり提案事業として、市の補助金を受け作成しました。